第二十二項	特定振替機関等	特定振替機関等（当該特定振替機関等が特定振替機関に属する振替国債又は振替地方債の振替記載等に係る特定振替機関に限る。以下この項において同じ。）である場合には、当該特定振替機関に係る特定受託者。第五十項において同じ。）
第二十四項	口座若しくは特定振替国債等に係る確認に係る口座	口座
	準用する法第五条の二第十三項	準用する法第五条の二第二十五項の規定により読み替えて適用される同条第十三項
第二十五項	が、特定振替機関等	が、特定振替機関
	とき、特定振替機関等	とき、特定受託者
	若しくは特定振替機関等	若しくは特定振替機関
	が特定振替機関等	が同条第一項第一号に規定する税務署長
	当該特定振替機関等	当該特定受託者

52　非居住者又は外国法人が信託の信託財産に属する振替国債又は振替地方債（当該非居住者又は外国法人がその利子の計算期間の中途において取得するものに限る。）につき特定振替機関から法第五条の二第二十五項の規定により読み替えられた同条第十一項に規定する非課税区分又は同条第十二項に規定する非課税区分において振替記載等を受ける場合には、当該信託の受託者（以下この項において「特定受託者」という。）は、当該振替国債又は振替地方債が前項の規定により読み替えられた第二十項第二号に掲げる振替国債又は前項の規定により読み替えられた第二十一項第二号に掲げる振替地方債に該当する旨、当該信託の名称、当該特定受託者の名称及び本店又は主たる事務所の所在地その他の財務省令で定める事項を、当該特定振替機関に対し、書面又は電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて財務省令で定めるものをいう。）により通知しなければならない。

第三条の二第六項中「第十八項」を「第十九項」に改め、同条第十一項及び第十四項中「この項」を「この条」に改め、同条第十五項中「第五十一項」を「第五十三項」に、「及び第二十四項」を「、第二十四項及び第二十五項」に改め、同項の表に次のように加える。

前条第五十一項	同条第一項の	法第五条の三第一項の
	第七項、第九項、第二十項から第二十二項まで	第九項、第二十一項、第二十二項
前条第五十一項の表第三項の項	第五条の二第十六項	同条第十六項
	第五条の二第二十五項の規定により読み替えて適用される同条第十六項	同条第二十五項の規定により読み替えて適用される同条第十六項
前条第五十一項の表第三項第一号の項	第五条の二第一項	第五条の三第一項

前条第五十一項の表第九項の項	が特定振替機関	が法第五条の三第四項第二号に規定する特定振替機関（以下この条において「特定振替機関」という。）
前条第五十一項の表第二十四項の項	準用する法第五条の二第十三項	第五条の二第十三項
	準用する法第五条の二第二十五項	第五条の二第二十五項
前条第五十一項の表第二十五項の項	が特定振替機関等	が特定振替機関等若しくは適格外国仲介業者に対し同条第十四項
	同条第一項第一号に規定する税務署長	法第五条の三第一項第一号に規定する税務署長に対し法第五条の二第十四項

第三条の二第十九項を同条第二十項とし、同条第十八項を同条第十九項とし、同条第十七項の次に次の一項を加える。

18　非居住者又は外国法人が法第五条の三第五項において準用する法第五条の二第二十五項に規定する信託の信託財産に属する特定振替機関等（次項において「特定振替機関等」という。）とあるのは「第五条の三第五項において準用する法第五条の二第二十五項に規定する信託の受託者（次項において「特定受託者」と、前項中「特定振替機関等」とあるのは「特定受託者」と、「は、当該」とあるのは「は、当該書類を提出した者が同項の特定振替社債等の発行者の特殊関係者に該当することとなつた旨その他の財務省令で定める事項を、特定振替機関に対し、書面又は電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて財務省令で定めるものをいう。）により通知し、当該」と、「第五条の二第十六項」とあるのは「第五条の二第二十五項の規定により読み替えられた同条第十六項」とする。

第三条の二の二第三十四項ただし書中「前条第十八項」を「前条第十九項」に改める。

第四条の二第五項の表第百二十条第三項第三号の項及び第百六十六条の項並びに同条第七項中「第八項ただし書」を「第九項ただし書」に改める。

第五条の三第二項中「、第十条の四第三項及び第四項」を削り、「又は」を「及び」に改める。

第五条の四第十一項中「第四項」を「第五項」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第十項を同条第十一項とし、同項の次に次の一項を加える。

12　個人が、その取得し、又は製作し、若しくは建設した減価償却資産につき法第十条の二の二第一項又は第三項（これらの規定のうち同条第一項第一号イに係る部分に限る。）の規定の適用を受ける場合には、当該減価償却資産につきこれらの規定の適用を受ける年分の確定申告書に当該減価償却資産が同条第一項に規定するエネルギー環境負荷低減推進設備等（同号イに掲げるものに限る。）に該当するものであることを証する財務省令で定める書類を添付しなければならない。

第五条の四第九項を同条第十項とし、同条第八項中「、第十条の四第三項及び第四項」を削り、「又は」を「及び」に改め、同項を同条第九項とし、同条第七項を同条第八項とし、同条第六項を同条第七項とし、同条第五項第一号イ中「第三項」を「第四項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項中「第五項第一号イ」を「第六項第一号イ」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「第十条の二の二第一項第一号ロ」を「第十条の二の二第一項第一号ハ」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項中「第十条の二の二第一項第一号イ」を「第十条の二の二